

全国一斉!

法務局 休日 相談所

平日は、仕事が忙しくて法務局で相談ができない!
そんな皆様のために「法務局休日相談所」を開設します。
また、当日は「知って役立つ講演会」も実施いたしますので、お気軽にお越しください。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

開催日

平成28年
10月2日(日)



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

開催時間・場所は、裏面をご覧ください。
また、宇都宮地方法務局ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。
HP: <http://houmukyoku.moj.go.jp/utsunomiya/top.html>

◆予約及びお問合せ先
宇都宮地方法務局総務課
028-623-6333(平日8:30~17:15)

予約者優先

無料です!

駐車場有り

「法務局休日相談所」

- 土地・建物の相続の登記や抵当権の抹消の登記に関するご相談
- 会社・法人の設立の登記や役員の変更の登記に関するご相談
- 隣地との筆界に関するご相談
- いじめなどの人権問題に関するご相談
- 地代・家賃の供託に関するご相談

「相続登記」を放置していませんか?
相続が2回以上重なると登記手続がますます難しくなります。

私たちが相談をお受けします!

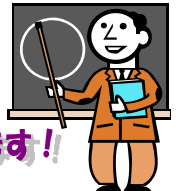
法務局職員・公証人
司法書士・土地家屋調査士
人権擁護委員

<秘密厳守>

「知って役立つ講演会」

公証人による相続に関する講演

とても
ためになります!



FAXで
予約申込
できます

「法務局休日相談所」予約申込書

FAX 028-650-1401

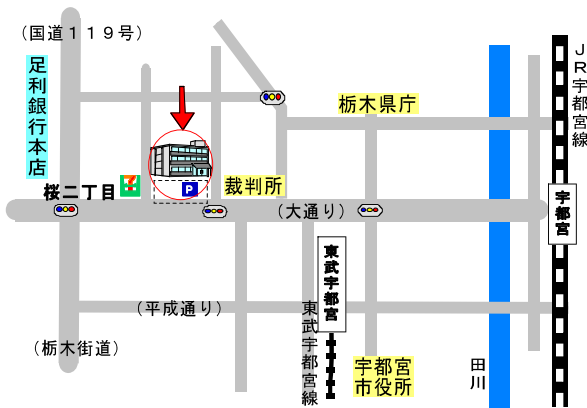
ふりがな 氏 名		
住 所		
連絡先電話番号		
講演会	希望する人数	人

※講演会と相談の両方を希望される方は、それぞれの欄に記入してください。

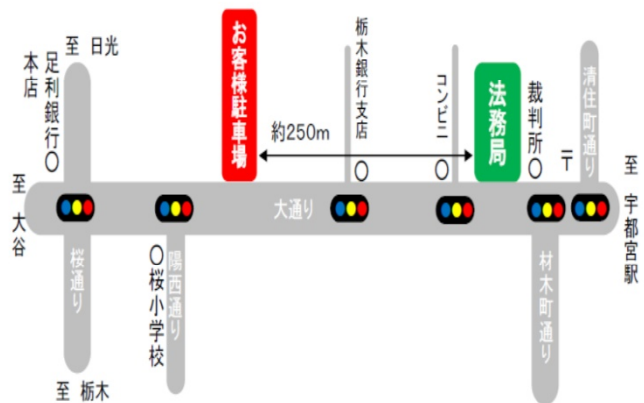
相 談	希望する時間 (30分以内となります)	◆希望する時間に○を付けてください。				
		10:00	10:30	11:00	12:00	12:30
		13:00	13:30	14:00	14:30	
	希望する担当者	◆希望される相談担当者に○を付けてください				
		法務局職員・公証人・司法書士・土地家屋調査士・人権擁護委員				
	相談の内容	<input type="checkbox"/> 土地建物の相続登記 <input type="checkbox"/> 土地建物の抵当権抹消登記 <input type="checkbox"/> 隣地との境界問題 <input type="checkbox"/> 会社法人の設立や役員変更登記 <input type="checkbox"/> いじめなどの人権問題 <input type="checkbox"/> 地代家賃の供託問題 <input type="checkbox"/> その他()				
(注)相談担当者は希望に沿えない場合がありますので、御了承ください。						
(注)公証人の相談は、13:00, 13:30, 14:00, 14:30からの4回のみとなります。						

※講演会場の座席数及び相談所のブース数に限りがありますので、お申込みいただいてもご希望に沿えない場合がありますので御了承ください。その場合、こちらから電話連絡させていただくことがあります。

会場



駐車場



会 場： 宇都宮地方法務局
宇都宮市小幡2-1-11

相談所： 午前10時から午後3時まで

講演会： 午前10時30分から午前12時まで

「相続について～法定相続とその修正としての遺言～」
公証人 荒川英明 氏

工事のため庁舎敷地内の駐車場がご利用できません。上記の場所に駐車場を用意していますが、限られた駐車台数となりますので、ご来庁の際は、公共交通機関をご利用くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

未来につなぐ相続登記

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのために、未来につながる相続登記をしませんか？